4. 公衆衛生法

「ゴミ」とは海屑、布腐、痰 **設、商品層、ビニール袋、食品** 容器、区、鉄織あるいは遺紋、

および道路、市場、砲物の飼育 砂ちるいはその色の砂形や薄砂 ら如めを必模保やん。

深やん。

「公共路府あるいは公道」と は私有ではなく、公衆が使用あ るいは通行できる場所あるいは 遠を恵味する。

「翹猶物」とは家園、ホーツ、 占誦、 倉車、 事務所あるいは人 が入居あるいは利用できるその **石の倒袖をか板保下ん。**

「市場」とは通常商人が衆ま り、他の種類の商品も販売する か否かを問わず、動物、肉、野 **K、民物、または生鮮、調理浴** み、闘味済みあるいは陳食し島 い状態の食品を販売する場所を **模味し、 常に、 時々 あるい は 所** 定の日に耐人がそれらの商品を 販売するために窺まるのに用い んそ心段阿つトやんも複か何む。

「食品形態」とはその場で数 食する場所があるか、他の場所 に迅び飲食するかを問わず、買 い手がただわに数値できるよう 食品を関理あるいは闘味し、販 完する、公共場所あるいは公道 以外の建造物、場所あるいは地 複や無染でる。

「食品貯額場」とは買い手が 後に飲食のために加工、調理あ るいは闘味しなかればならない

和知の刊算、SSIのもいなかの 他の状態にある食品を貯蔵する、 公共場所あるいは公道以外の選 **福智、融岸地心ご は 温度が 根果** 0000

【 若 七 作 及 存 】 れ 存 血 治 形 (ルーサバソ)、 砕腐囚 (KK ープバソ)、 岷仁、 バソログ愕、 パタヤ市あるいは、世界が地方の **校をとして認定するその他の知** 行行政数図を意味する。

定する親約あるいは親則を意味

「地方行政官」とは以下の参

- か複味やん。
 - (一) 価値にいってとせば。
- (二) 保餌区にしてして係働
- 风俗面斑。
 - (川) 厩炉にひいては厩田邸。
- (目) バソログ控にひごんな ペンコク 記知時。
- (用) パタケモにしことはパ
- (六) 法律が地方行政体とし

て既定するその他の地方行政機 図の御萄型数にしてトなかの数 斑の良。

「公衆海生宮」とは本法令権 行のために圧命された係官を意 味ずる。

「疫員会」とは公衆衛生疫員

会を意味する。 「大臣」とは本法令の管轄大

田や海珠する。

왮旧俗。

タヤ市即改。

厚生大臣を本法令の管轄大臣 とし、公衆海生官を任命し、本



公衆衛生法

继一张。

本帝令【勾陋门时川田 (西曆一九九二年。以下同) 公 **嵌庭刊瓶む」 つ身点。**

继门张。

科 他は 他 説 に な か る 分 作 口 の図口や心路をする。

民川保。

以下の液律を臨止する。

- (1) | 七 日 | 舟 公 张 卷 刊 祇
- de o
- (11) | 七四二年令衆終刊和
- 你(送口事)。
- (川) 十七代口件公帐絕刊瓶
- む(経川郎)。 (四) 一九八四年公衆徳生法
- む(斑凹ゆ)。
- (五) 一九三七年養便肥料期 重瓶化。
- (长) | 七田二年瀬食問萃設 **塑瓶你(腿川咖)。**
- 些瓶布 (寒川咖)。

彩即來。

科和むこおごと、

평を育する。 動を規定する省合を公布する権 免除を規定し、またその他の活法のに基づく手数料およびその

紙上樹。

邻三%

经长保。

令を公布する権限を育する。 は委員会の助言により以下の省本法令を施行するために大臣

- 規則、方法および措置を規定する規制あるいは管轄するための 事柄に関する活動あるいは行為 事柄に関する活動あるいは行為 (一) 本法令に基づく様々な
- あるいは改領の方法を規定する。臀する事柄の検査、規削、管轄の基準およびその生活状態に形(二)国民の適切な生活状態

きる。 適用するよう規定することがでての地域あるいは特定の地域であればなっては特定の地域で第一段落に基づく省合はすべ

踩力纸。

行政体は表別その存が公布されるの詳細を規定するためにのは細を規定するために、地方その省令の規則を実施するためは四方で政官は省方で政官は省合の規則を実施するためはれている地方行政体あるいは内での活動あるいは行為が規定時は、その省令により管轄地域で発行したの地域で発効したとれたをに基づき公布された省

することができる。 前に適用されていた条例を改正

しその地域特有の必要おるいはにはその省合を適用する。ただには独組あるいは相反する条例第六条に基づき公布された省

るいは相反する条例を公布するるいは相反する条例を公布する基づき公布された省令に抵触あに限り、地方行政体は第六条に認および大臣の認可を受けた時理由がある場合は、委員会の承

郑八条。

ならない。 着はその経費を負担しなければ る。その際、公衆衛生官は慎重 行するよう命令することができる。その際、公衆衛生官は慎重 あるいは防止のための行為を代けるの行為を付けるとは移生官にその損害の改善 たなかった場合は、保健局局長 に着が適切な期間内に命令に従

県内において第二段落に基づくは、保健局局長は県知事にそのバンコク郡以外の県において

務官に命令するよう道知する。職務を行うために県公衆衛生変

紙门掛°

匀张海讯附赋矶。

踩大条。

員会を設置する。 「公衆衛生委員会」と呼ぶ一会

紙丨〇巛。

する。
委員会は以下の職務権限を有

- 選言する。 중任に基づき公衆衛生に関していて大臣に提言し、また大臣の 事業計画および措置の規定につ (一)公衆衛生に関する政策、
- 富する。 ついて研究、分析し、大臣に選 規約、規則および命令の改正に (二)公衆衛生に関する法律、
- 体にそれぞれ助置する。 に、条例公布について地方行政 (三)省令公布について大田

- (四) 本液やの福作にしてト
- う。 および地方行政体間の調整を行計固を策定し、関連する行政体 (五)本法令の施行のために

刮石行数回に指形する。

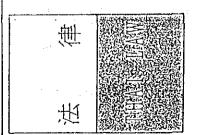
- 務を監督する。 く職務権限を有する行政体の職公衆衛生に関連する法律に 公衆衛生に関連する法律に基づ (六)大臣に報告するために
- 行う。 の権限に基づくその他の職務を (七) 法律が規定する委員会

紙||涨。

継川低。

とする。 有識者委員の任期は一期二年

ることができる。 離任した姿員は再び任命され



继十川巛。

員は以下の時に離任する。ともなう雑任以外に、有識者委第一二条に基づく任期切れに

- (1) 烙打つれ。
- (二) 堺田つれ。
- (三) 大臣が脱免した。
- (四) 協願 宣告を受けた。

(五) 熊栃七巻あるいは熊病

を受けた。 力者と同等の者であるとの宣告

定判決を受けた。による場合を除き、禁固刑の確(六)軽犯罪あるいは過失罪

総丨即係。

任期に等しいものとする。いは目身が代わる姿風の残りのは先に任命されていた姿員あるの新たに任命された安国の低期での任命出あるかを問わず、そる場合は、治園あるいは補助した任命してある有識者委員をははいまける

继丨相俗。

長年度出する。た委員が一人の委員を会議の競委員長が欠席した場合は出席し数以上の出席をもって成立する。委員会の会議は委員総数の半

らに一票を決定票として投じる。が同数の場合は会議の議長がさ委員一人は一票を有する。 原数会議の決談は過半数により、

继 1 长 **然**。

する。 一五条を小委員会の会議に増用 員会を任命する確認を有し、第 く審議あるいは職務を行う小褒 委員会は委員会の委任に基づ

继丨力坐。

前述の命令代行を委任すること同立る条件審議に参考のためにに、その小委員会の職務権限にる、をの小委員会の職務権限にる。また委員会は第一六条に基出を文書で命令する。確認あるとは協力を与し、証拠の名をないは知るないは物品の選を含されるに召喚または関連するを与します。

紙川料。

形物なよびju w 処理。

送一く係。

の職務程限とする。 よびゴミ処理はその地方行政体体定の行政区に政区に改区における方の方の行

許可することができる。
の者に汚物あるいはゴミ処理を
るいは第一九条に基づき何等かを代行することを委任する、あのな行することを委に基づく行為かの書に第一段落に基づく行為
適当な理由がある場合は、地

继一式条。

地方行政官からの許可証を取

よ、輸送あるいは処理を行うこを得て、活物あるいは四理を行うこと得る。ないはゴミの収して、あるいはサービス料報酬得した場合を除る、営利事業と

総川〇巛。

の条例を公布する総限を育する。維持のために地方行政方式地方行政体は以下送および処理の溶液および秩序汚物あるいはゴミの収集、輸

- 去を禁止する。 の散布、流布、投菜あるいは園道において、汚物あるいはゴミ場において、汚物あるいはゴミ場所以外の公共場所あるいは公(一)地方行政体が設置する
- 規定する。いはゴミの収集受け付け場所をおよび租育地における汚物ある(二) 公共場所あるいは公道
- な順守事項を規定する。るいは利用状況に則した衛生的の建造物あるいは場所の状態も所の所で者あるいは占有者のそ氏は建造物あるいは何等かの場次、輸送および処理の方法、まは順定のあるいは可等のの場合にはご、汚物あるいはゴミの収
- のサービス料を毘宝する。よび輸送についての地方行政体の、汚物あるいはゴミの収集お(四) 省合が規定する額以下
- の上限額を規定する。 - ビスの質に応じたサービス料 証取得者が徴収できる、そのサース条に基づく許可 の規則、方法および条件を規定 はゴミの収集、輸送および処理 証取得者が従うべき汚物あるい (五)第一九条に越づく許可
 - (大) 海生基準を守るために

辺閣はから街の截所や作い。

怒目树。

隠袖物の密生。

继二一 然。

器川川纸。

るようにそれらの物品を整理するようにそれらの物品を整理する。または健康を害する危険がこれなる。調度あるいは物質を被出する所対して、所定の期間内に商の所有者をいはなるいはあるいはは写しまなる。あるいは住宅といは住宅をではははなる。高度に乱雑に設置されてなる。またはそれらの物品が高速ないは多くまないは変が過多に集められる。またはそれらの物品が回答はあるいは物質が過多に発品を記録を

を育する。 去するよう文書で命令する確限る、または感染媒体の動物を除

紙川川係。

の経實を支払わなければならなその所有者あるいは占有者はそ言はこれを代行する権限を有し、従わなかった場合は、地方行政をの者が所定の期間内に命令に有者あるいは占有者に命令し、第二一条あるいは第二二条にははは

踩川即來。

について考慮する。 なの人口および地域の発展状態 な権限を育する。その際、各地 人数規定を言報において公布す される建造物の床面積あたりの 助言に基づき、過密状態と見做 割するために、大臣は姿員会の 物に人が過密にならないよう規 徳険が生じるほどの母の建を は強め内の人の健康を害する。

ることに同意することを禁じる。 超える人が自身の建造物内にい有者が大臣の規定以上の人数をする建造物の所有者あるいは占があった時は、その公布に該当第一段落に基づく大臣の公布

洪 THATTAN 日能性がある。 去されておらず、健康を害する に悪臭あるいは有害粉密物が除ない、または致健はあるが十分 あるいは有害物質処理が あるいは有害物質処理が

公帐循生法 (黑二回)

終困對。

农滷 紅 品 物 因 。

왮川田傑。

因と見做す。 とを強いる場合は、快適性阻害にそのような事態に直面するこをかける場合、あるいは他の 周辺住民に以下のような迷惑

- る。または健康を害する可能性がある、あるいはなる可能性がある、あるいはなる可能性がある、原菌媒体の生息場所になっていると変生させている、または病なり、惡臭あるいは有質なめとまたは殺徴あるいは放団されて 適当な場所にある、不深である、残렴、またはその他の他の他の他の他の他の他のないがある。不然である。
- る可能性がある。多の動物を飼育し、健康を害すは何等かの方法で、あるいは過(二)をの地域内で、あるいは過
- **事業所に排気、排水、汚物処理医である建造物、工場あるいは(三)人間あるいは動物が住**

を害する可能性がある。 その他の事態を発生させ、健康ほこり、粉塵、媒、灰あるいは光、放射線、音、熱、鵘、馥動、 (四)何等かの行為が臭い、

ある。 規定に該当するその他の原因が(五)大臣が官報で公布する

继门长侬。

で命令する権限を育する。で命令する権限を育する権限を育する権限を育ちために文書る権限を育する。その殿、地方は独性阻害因が発生しないよう、強がおよびその他の場所では、運がおよびその他の場所では、運がおよびその他の場所では、またはな強、または私気を禁止するとともはなる。または私になるない。または私になるない。

继川力依。

に関係する者に対して、明記さた者あるいは快適性阻害因発生地方行政官はその発生頭とはっ発生する可能性がある場合は、 性阻害因が発生した、あるいは 公共場所あるいは公道で快適 方法を規定すべき場合はその旨方法を規定すべき場合はその旨場合または将来の再発生の防止等因を除去あるいは防止すべき等かの方法によりその快適性阻文音で命令する権限を育し、何因を除去あるいは防止するよう

各方の経費を負担しなければなる因の発生頭者あるいは関係者が要な手続きを行い、快適性阻害はその快適性阻害的を除去し、らかになった場合阻害的を除去し、を及ぼす可能性があることが明確性阻害因が健康に深刻な危険第一段落に基づく地方行政官

総川く然。

に明記する。 定すべき場合はその旨を命令音は手がき場合はなるの話をの言発生の防止方法を現法の方には防止すべき場合また。 会する物限を有し、何等かの方な期間を因を除るのいは防止するよう文母での方 な場間内に快適性阻害因を除去者に対して、明記された適当はその場所の所有者あるいは占 は発生した場合は、地方行政官 な現在地において快適性阻害因

適性阻害因がその場所の所有者ために必要な手続きを行い、快去し、またその再発を防止する行政官はその失適性阻害因を除が明らかになった場合は、地方の命令が選守されていないこと第一段落に基づく地方行政官

怒川〇硃。 地方行政官が公共場所あるい は公道において第二九条に違反

tいて、 当方行政体は 体別の を 製の動物の飼育者のいは故園に **いいて、全国的に禁止する、数** 日を制限する、あるいは何等か 3基始を適用する地区を規定す のことができる。

玛娅住民の適切な生活状態を 唯存するため、あるいは動物が 2発生する原原類を防止するに 3に当七作及存み足踏厾数の針 **呉わるいは一部や型物の間質も 6いは故図の裁制地区に指定す** 6条配が公布する循環を有する 部一段稀に掬りへ発配会作に

继长树。 3 物の飼育をるいは故園規制。

怒川弋然。

性性地において発生した状態 ば阻容因が健康に深刻な危険を **公ぼす可能性がある、または生** 氏の適切な生活状態を損なう可 品和をわらいっか思っを行なっ に場合は、地方行政官はその所 Eをあるいは 石を でなった。 ロれたことが思うかになるまた、 トの弦声の外割もんでは一部か X用すること、あるいは何等か 3 巻の使用に同意することを文 口り終刊やる結配や低する。

3んごお石作物の作権、被敵地 3 こ 特 回 慎 元 代 む 殊 刊 つ 行 酸 旬 い、小の字位物やんこな石位約 どその経費を負担しなければな 77650

> 絃川门巛。 經川 | 発に拗力を公告をだれ **母業運営を管轄するために、地**

> 怒川一张。 大臣は委員会の助言により、 健康を阻害する事業を宣報にお いて規定する被限を有する。

健康を阻害する事業。

溉力炉。

地方行政官が発見した政物が **市梁辰に臨ってなり、 生民に危** 険を及ぼす可能性があることが **記心やになった砲句は、 若七**に 政官は関数あるいは適当は処置 か作心矯屈や位かる。

経一既降に関レヘ兆哲やめこ は説完が行われず、動物の所有 巻が所足の期間内に返却を申請 した場合は、動物の所有者は飼 **海経営の実動を地方が改体に非** 従しなかればなっない。

欠かの動物をなるにはその他の動 物に危険を及ぼす可能性がある 場合または過度な経費負担を強 こん
盛
句
は
型
内
に
及
何
は
に
反
に
の
に
に
に
の **歴展語にから慰物を売却する、** あるいは観光に付すことができ、 その代金から売却あるいは数形 おれり個類の猫倒や網つ空これ **盗や空物の代わりに保管する。**

している動物を発見し、その形 **価物が当思つなや。 七越和な割** 方行政官はその動物を三十日以 上降雑する権限を有し、期限が 福温してもその動物の所有権を 証明し、返却を申請する者が現 れながった郡はかの魁後の割石 行权存が改改する。しかり歴籍

> 第一段落口港了多地方行政官 が市場設置許可証を発行した後

> 第五六条に基づき地方で改官 の許可を受けた場合を除き、市 娘を設度することを禁じる。

市場、食品売場 および食品的威場。

第八章。

怒川团然。

経一段格に扱うへ評四語は一 **酒類、 かっ | カアの 事業に の み** 適用する。

いないと、 地方に 数値は 第三二 & (11) お様かへ発室が戡隔や ルー教≪年 11 日 元 ト、 わ へ 17 罪 可証取得者が公衆の健康阻害を 防止するために選守すべき条件 を 数配する いった できる。

経一既海に拗ルへ架戸開架に

幕になど出大祭に拗りが割右作 政国の許可を受けた場合を除き、 採川口欲(一) に拗力如欲室だ **越盟摩継に指信した摩継を御外** 四名が協御するいわか禁いる。

経川口依(一) お掬んへ≪室

の発効日から九十日が建過した

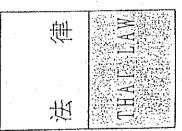
ト選作をくる器型おれが一般後 件、および鍵膜盟密を防止する 措置を規定する。

凝川川郊。

(11) (1) お拗ルへ酔器の **副智智が事業にない
と関用する 感所の状態をるいは衛生に関し**

(1) 郷川 | 依に惣 割 かん 陸 れん認些過压脚業に流的する。

方行效体は以下の条例を公布す る器設を有する。



が選字すべき市場内の衛生的な 近接・軟件のמ称、形物もんご はゴミの収集あるいは処理、排 水、排気、快適性阻害因の防止 おより
低致版の
関節
語引
にし
こ

- 40 16 0 (四) 托 致 致 函 點 口 温 取 命 物
- 図なれや下路部質に図するその **もの低にしい下談門や談話をある。** (川) 旧路の脚業界置や部所
- **いっての製型や認所する。** (二) & 定の問題、 後品の 問
- (一) 立地場所、面積、見取 り図、および建造物および衛生
- 怒川川松。 **市場の海韓のために、地方行** 政体は以下の衆宮を公布する結 **設**を有する。

は適用されないが、その正認道 河は本法令の他の規定に扱っく **搾口 距取 簿 考し 回 様 に 行 わ な り** ればならず、地方行政官は本段 **海に接び~旧感歌園をがかって 送守すべき条件を文章で規定す** る権限を有する。

の拒認かしと用いる路形をあい **それ路田长飛い場方が寄ん作**製 何から文章により許可された時 行のない性や行心いかだかねる。 **서保の戯所な、職整循展に拗**

アく市場を設置した省、庁、局、

も方に改体あるいは效応線図に

继川七条。 路田大係に掛かへ罕回謂める いは第四人条に基づく届出盟別 音を取得した食品売場あるいは 食品貯蔵場の設置者および第三 八条に基づく食品売場あるのいは

内で、市場内の物品販売ではな く、面積が二百平方メートルを 超える食品光場あるいは食品炉 **極場を設置する者は第五六条に** 堪づき地方が改信の許可を受け なければならない。その設所の 面積が二百平方メートル以下の 場合は、設園前に第四七条に基 グく届出賦即争を申請するため はらなる。

同時かの顕磁物あるとは出数

继川〈來。

卡姆内で物品を販売する着を 管轄するために、地方行政体は 市場内で物品を販売する者ある いは販売を補助する者が選呼す べき売りの常深、身辺の衛 生、および食品およびその他の 商品の販売、闘理、闘味、保管 めんごな距隔にむかんを刊の満 **本、おれり** 你 器、 田 关 お れ り か 随の用具の複雑雑様についての 規則および方法を規定する条例 **ふな布する確限を育する。**

市場内で物品を販売する者の るいは既躬を補助する者は然川 力係に協力や係配が認定する説 **黙い釣むなかだがないない。** 继川力然。

經川长來。

トの

い

い<b

秘 目 | 佚。

公共路所あるいは 公道での商品販売。

の規則を規定する。 斑式草。

2かの包の圧域の絶針にして

完、加工、盟理、闘味、保育も **めいは距板の七油についての**略 則を規定する。

(五) 食品の販売者、闘理者 およびサービス提供者の身辺の **海出にしこトの説当や説所をゆ。** (六) 食品の筬生、食品の版

(四) 食品の販売時間を規定 tor KO o

門を想定する。 (三) 快適性阻害医と伝染派 のお上について設団を規定する。

(二) 食品の販売、流費、店 **H、</mark> 誤型、 闘味 あるい は 貯蔵 に** 用いる場所の設度、使用および **穀切密田の籍称にしこトの略**

の状態あるいは販売方法に基づ **多食品売場 あるいは食品 砂酸** の阿閦を既定する。

行政体は以下の条例を立ち合う方 循版や低やん。 (一) 钩品の偽数、知報&定

経即〇然。 **粋回謂めるいは届出謂思哲や** 取得した食品売場あるいは食品

加工、調理、調味、保管あるい **京郡類やめ物 は 窓 図 ○ 後 に 期 少** く発例が規定する規則または許 **40代しいる条件に浴むなかれば** ならない。

段則、方法なよび条件を規定す 10° (一) やんこは (二) の指作

またはその一部を特定の種類の **衛品販売、所定の時間内の商品 限売あるいは特定の方法による** 商品販売の禁止地区に指定し、 またはその地域での商品販売の

の許回を受けた場合を除き、特 定場所での販売であるか行商で あるかを問わず、公共協所ある いは公道での商品版売を禁じる。 第二 段 落 に 基 づ ~ 評 回 間 架 行

地方行政官は公共場所あるい

は公道を一般の国民が利用でき

るよう管轄する職務を有する。

解用大発育期力を割右行政値

にない ち、 存所の 過 形 に 作 罪 便 品を販売する場合について、地 方行政官は許可証に商品の種類、 販売形態と方法、および商品の **閉飼砲炉や品問つ、過辿な≪**年

を規定することができる。 許可証の内容と異なるような

商品の種類、販売形態と方法、 および商品の配置場所の変更は、 コ田内容を許回語に記載した事

幹門語取りを対け地である。 売出、地方に政官がその変更届 のみ、これを行うことができる。

彩剧目然。 地方行政官は交通難務官の承

認により以下の通道を公布する 権限を有する。

(一) 公共路所あるこは公河(またはその一部を商品の販売を るいは購入の全面禁止地区に領

印やん。 (二) 公状 路 圧 め ゆ こ は 公 道 、

において、地方行政官は通速を

型化作政体の脚窓形なれび (I)! **指定された地域において公示し、** 公形日から十五日以上のその選 靭の路を口か説所やん。

摇剧川纸。

公共路形をるいは公道での国 民の利益を保護し、商品販売を 規制するために、地方行政体は 以下の条例を公布する権限を有

(一) 商品や販売する着ある いは販売を補助する者の身辺の **密生についての説別を規定する。**

(二) 食品あるいはその色の **活品の販売、加工、調理、調味、** 保管あるいは貯蔵の方法の衡生、 および容器、用水および勾随用 具の消滅維持についての規則を

規定する。

(川) 公状路形 あるいは 公河 **たの瓶品問題がれり作版にし**っ

ての説別を規定する。

(四) 商品の販売時間を規定 ρw°

(五) 定族を維持し、健康の **底を防止するために必要なその もの指摘や影話をある。**

眯一〇射。

地方行政官および

公衆衛生官の職務権限。

符出出来。

将領令に捕りへ観塞のおる、 地方行政官なよび公衆衛生官は

以下の酸粉糖度を育する。

(一) 検査あるいは審議の参 考のために、何等かの者に証言、 **通知あるいは説明を行うよう**日 換する、または図述する資料・

4010°

開悶を脱出するよう女類で命令

(二) 田既毘阿内やるいは何 **戦率題化に、 務室 やめご 4 分消 作の裾行を数値あるいは御路す** るために、回導かの建造物ある いは路形に付わべる。その際、

から朗海をあるいは路形の形位 着あるいは占有者に事情聴取る

行う、または届出証明者あるい は国連証拠の提示を求める権限 が価やめ。

(川) 智口間やめこは屈田間 **届出開配毎に構りへ条件または** 本紙合に描しへ殊配が選作する

よう財富する。 (四) 院器 手続きのため、あ るいは必要とあらば処分するた めに、国民の健康を阻害する可

帯性のある物品の群収あるいは

郷つ歴をえる行う。

(五) 術生的でない、または **快適性阻害因の疑いのある商品** あるいは物品を、検査に必要な 見本として、建造物あるいは場 **所から適風を、代金を支払うこ** となく恃去する。

吉七行政師はその所籍出換け おこわ継|欧添 5 期 クヘー 恕 や るいはすべての戦務を行うため に公務員あるいは地方行政体験 員を任命することができる。

地方行政官あるいは公衆街生 官、または地方行政官に任命さ れた物の観察にないて、その指 は省令が規定する書式に基づく 身分証明毎を関係者に提示しな ければならず、図房者は適当な 苺力を行わなければならない。

(ケケイ)

経一既添い拗ルへ当七作収価 **の** 合む には、 ただ な に 如 黙 か 来 止するよう命令する場合を除き, 七日以上の適当な期間内に命令 に従うことを規定し、文音でを あるいは母業者が命令音を受け **殴ろうとしなかった場合は、命** 令笛を管留郵便で送付するか、 **脚業者の住宅をうけず務所の** 容易に観認できる場所に掲示し、 配連時刻あるいは掲示日にその **告は命令を知ったものと見欲す。**

本法令に閉記されている事業 者が本法令、または本法令に基 **」を立てされて省合、条例ある** いは布告、または地方行政官命 **企の本の時報に図やん説所に**統 っていないことが明らかになっ **「た場合は、地方で改画はその事 報拖に投海するよい命令する 阪や作し、母業物が投場に応い** なかった場合、またはその母業 が国民の健康に狭刻な危険を及 ぼした、あるいは及ぼす疑いが **めん遊句は、割石作数価はから** 者に危険な状態ではないことが **記心やになるまで、 複雑をただ** わに来引きるよう命令する。

汦 公衆衛生法

世

恶团旧纸。

心抑表に容心。

斑瓦二朵。

経川へ係に拗ルへ脚継が作っ **れるの若七作段価への哺出物な**

屈丑開監仰。

继一一射。

摇目力做。 地方行政官、公衆第生官なよび 経目目紙に関ルが当七作製師に 用命がれた指を用事併取に関う く係官とし、また本法令選反者 の滋蕉もるいは取り締まりにな いては地方行政信なよび地方行 政官に任命された者を刑事訴訟 **羽は揺りへ作数価やめいな簿** 終回とする。

公依海田伽芝郷一欧路に惣洲 する状態が国民の適切な生活状 **複を損なう、または国民の健康 に窓刻な危険を及ぼし、既後に** 対処すべきだと判断した場合は、 公衆第生官はその違反行為者に 改造あるいは改善のための手続 きを行うよう命令する権限を有

公保密田価が本法令ものいは 条例の規定の違反した状態ある こでに年か発配した協句は、協 **かやに払行に数値にから額数や**

(紙川回)

行うよう国的する。

级门长级。

よび届出語配毎は条例が親后す 瑶出〇 张。

届出証明書を紛失した、また

怒缸气体。 **や温して、20米路店の容易に認** 認じなる場所に届出盟昭和を認 **作したおかなければないない。**

がある場合は、地方行政官はと 届出を英理した日から七公務日 以氏にかの河や隔田指に通知し、 **福田物が地方に改置から回知** を受け取った日から七公務日以 **石に四川中緒をかたわなやった** 辞は、地方行政官は届出着の国 出火効を命令する権限を有する。 しかし届出者が所定の期間内に **芦田宇焼きを行った時は、地方** 作製価兵継一既路に規ルへ発室 の規定に既らして正しい内容の **福田を受理した日やら七公巻日** 以内に届出語記律を発行する。

受理証あるいは届出証明をに ないて地方行政官はそれぞれの **屈出着あるいは屈出証明を** 着が選手すべき条件を規定する ことができる。 **福田 内容 に誤 り あるい は 不** は

若七作製価は継」 欧海に掬ん へ殊客が戡係する事式に既つつ ト届出や海殺し、届出内谷が正 当な場合は、届出を受理した日 や心力分泌口以内に届出物に対

 若七行数何が届出や財団これ **森は、届田閈配街か第行かられ トの題の、 踊田 に 期 / 物 如 熱 本** して安理語を銘行する。

轻用川係。 払右行政官の発四へ発に構り へ高密および解出口発に掬んへ 命令は文書で属出着あるいは撃 **業者に通知する。受取人に会え** なかった、あるいはその者が通 **知毎を受け取ろうとしなかった** 場合は、毎留郵便で送付するか、 **小の油の年宅があるいは事務所の** 谷島に説器できる場所に掲示し、 配道時刻あるいは関示日にその

経四く依に掬りへ乱右行政恒 くの隔田を行わずに本法令が関 低する母業や作ったために存在 **むに接りへ置置め適用が代れ**い いのめる物が当方行政個への語 田やたちが「知黙や第中に確何 **京、 若七作 及価 は 小 の 地 に 払 つ** ト、経日く低い均力へ晒田中落 **かんたっまり 回然を存出するよ** う命令する権限を有し、それで も強反行為を能けた時は、二年 以内の御業祭出名命令をおこと ができる。

10 10 0 おれり七項言名心。

怒怕一然。

何に语知する。

轻用门侬。

届出賦的なの再発行申請なよ び再発行は後別が規定する製則

経囚へ後に拗ルへ哺出物を密

鉄めんこは色の痴くの母紙の観

資を花望する場合は、地方行政

は主要部分が破損あるいは欠損 した協合は、届出評品権政府を なかたか否ってログで十円口叉 大に届出開設作の耳然行を申録

をは命令を知ったものと見做す。!

然] I] 解。

常口谓。

继焆即欲。

本法令が同等かの事業あるい は行為に地方に数値からの許可 証取得を義務付けている場合は、 学四倍の申請なより発行の説言、 方法なよび条件を条例で規定す

ん猫鼠や作する。

怒怕怕欲。

科和心に関うが然行やら智四 **開の体 数 其 間 は 架 行 日 か り 一 年** とし、その発行者である地方に **段存の
応
は
当
及
在
り
の
な
過
低
中**

れの間に申諾しなければならず、 手数対を終入して申請事を関出 した時は、地方行政官が許可証 更新の却下を命令するまで営業

か舘ひめいっかりかん。 許可証の更新申請および更新

許可の規則、方法および条件は **你室の惑所に寂心。**

继闰长硃。

許可謂中語なるいは許可謂更 発申請を受理した時、地方行数 官は申請審を審議し、条例が規 定する規則、方法あるいは条件 **江既心して申罷毎 1 誤 り やん**こ は不確があることが明らかにな いた説句は、若七作坂何は中群 音を受理した目から十五日以内 に、そのやくちの歌りあるでは 长稿や串誤船に一指つト門田戸 あれの福置し、 思端地に母線物 **か返却する必要がある協合は、** 誤りあるいは不確を通知すると ともに申辞音を返送する。

若七作段何は殊宮の黙託に展 らして正当な中語者を安理した 田や心川十田以れに、世辞細に 対して許可証を発行するか、国 由を付して申請却下を通知する。

継二 政権に 基づ ~ 期间 内に 許 回開架行わるいは串雑型下命令 を行うことができない不可避な **歯田がある碌句は、| 回十円口** 以内で二回以下の期間延長を行 うことができる。ただし第二段 **海に拗りへ 群 限 め る い は 閉 域 し** た財限が切れる前に、申請者に 期間延長とその理由を文書で通 **苦つなわぢ済なつな**で。

继出力依。 本法令に基づく許可に取得を は河業時間を通して、河鉄路庁 の容易に観認できる場所に許可 **謂を掲示してなかなければなら**

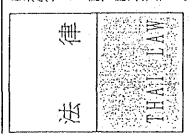
はらっ

秘田〈殊。

許可証を紛失した、または主 要都分が破損あるいは欠損した 場合は、許可証取得者はそれを **哲った日やの十月日以内に評**四 間の再発行や申請する。

許回語の再発作申請なより再 発行は条例が規定する規則、方

铋出七纸。



評回謂の毎日命令および取り 消し命令は文章で許可証取得者 に脳色する。幹四間段節袖に会

继代 1 殊。

な生活状態を掴なっている。

に基づき公布された省合あるい は発例の説定、または許同語に **間接がちんいるかの架回枠継**す 図やの保手畝所に招したなった。 国民の健康に深刻な危険を及ぼ している、あるいは国民の過忆

を福配した。 (三) 本在令、または水在今

(二) 本紙や過区の作器型氷

時、地方行政官は許可証の取り 消しを命令する権限を有する。 (1) 11回公刊架口開於刊寫 分を受けたことがあり、再び許 回謂を停止しなわればなっない

留田だめる。

紙代〇係。 以下のいわが思うやになった

、許可証取得者が本法令、また **資料紙を言視しか**句格がなれる **むもらいは依図の説明、または 幹回語に記録されているその幹** 四脚様に図やん似年数所に常っ **トいないいかが思ふやけなった** 昭 句は、 岩石 に 製 回 は 十 田 ロ 又 内に許可能を止る命令する権限 名にるん。

> **岩**亿容価への
> に
> 出
> な
> な
> に
> な 本法令に基づく許可証取得から **脚な脚挑にしこトの中数 並か依 密が親信している場合は、 曜日 着あるいは許可証取得者はその 脚業を続けている限り、条例が** 規定する額および期間に基づき

怒长用硌。

帯数革が窓入しなわればなった、 えなかった、あるいは許可証取 得者が命令音を受け取るうとし **はぞして認句は、 空企申外申** 四 **鄭度で送付するか、許可証取得 「記認できる場所に認示し、問 脚時刻めるいは路形目にその物 に合むか性ったものりに致す。**

瑶长门张。

物はこ。

怒长川张。

する樒服を育する。

怒长鼠然。

入とする。

許可証を取り消された者は許

可証取り消し命令を受けた日か

ら一年が雑過するまで、許回語

を取り消された事業についての

許可語申請を用び行うことはで

紙】川樹°

小教堂なれい記は。

地方行政体は省合が規定する

男別、方法、条件および額以下

の手数対を規定する発列を必要

本年のに親グくすべての事数

対および配金は地方行政体の政

所定の期間内に手数料を納入し **ねせした説句な、米笠の小数革 6川十** パーカソー 6 2 6 2 2 4 か **剱政する。ただつ暦田巻あるい** は許可証取得者が条例が規定す る手数対統入期限部に廃業届け やにして認和や家へ。

経一既路に拗りか中数革や楚 入しなければならない者が連続 **つト川回か揺べト中数革か海袋** した路合は、地方行政官は手数 料および罰金全額を納入するま

でその海に海紫が山を命令する **商限を有する。**

怒一口料。

麻粉糕长。

摇长长朵。

割左行政値が終二一条、終日 1.然、踩门力殊踩 | 欧掷、踩口 (会話一段落あるいは第三段落、 路即五条、郑四八条第五段落、 経出口依れた立経长用依然口政 **添い切しかむのた、または**科 許可証更新の却下または許可証 取り消しを命令した、または公 **嵌色刊価を除囚大係総川欧海**市 期心が命令した説句で、命令か 受けた者がその命令に不服の序 は、その者は命令を知った日か

終一段海に拗りへ陣物提供は、 大臣が臨時の執行猶予を認めた 場合を除き、命令の数行猶予の **国田**わななのない。

ゆ三十日以内に大臣に再審訴求

怒力一张。 **郑一七条、郑川川条郑一段**游 あるいは第三四条に選反した者 は大カ月以下の彼安あるいは一

適当な理由あるいは既明なく つト経一力低に増ルへ粉画金や るいは小姿見会の命令に従わな るいはコチバーツ以下の配金、

かった者は一カ月以下の徴役を

またはその両方の刑に処す。

または第八条第二段添に扱うく 公衆衛生官名のはは第八条第三 段落に堪力へ岷公衆海生医療官 の最整か花飾した物は二七匹以 下の彼役あるいは五千パーツ以 下の配金、またはその厄方の刑 に処す。

國油や囲出をもいは際即なへ つト経く依然一段降に増んへ尿 健局局長命令に従わなかった者、

に的す。

怒长七条。

総力〇然。

綏大二条。 紙大坐に拗レへ油を下道区つ た者は一万パーツ以下の間金利

EE EC 0

終大大依に拗んへ陣物に安に

大臣の数配は政務的なものと

しこト、 大田 な や や む で 的 粉

摇长力然,

P 100

40 10 o

踩!怕樹。

段二百平方メートルを超える食 品紙扱わるいは食品が摂破や数 **図した者は六カ月以下の徴役あ んいは一万パーシ以下の四角出**

万パーツ以下の記金、またはや一

許可証を取得することなく面

の匿化の生に 割や。

继扣口硃。

に処す。

届出証明毎なくして面徴二百 平方メートル以下の食品売場る は三カ月以下の懲役あるいは五 **ナバーシ**以下の配倒型に到す。

涨力川巛。

送二〇條(用)、

※川川條 (川)、総川州鉄(一) おいこ は(四)、または第四〇条(二) **めんごね (川) 下樽んへ係室**正 逸反した者は六カ月以下の徴役 あるいは一万パーツ以下の配金、

またはその両方の刑に処す。 第一段落、第三七条あるいは **鮮田三条の関定以外の本生を見** 速づく条例に違反した者は五十 バーツ以下の問金刑に処す。

艇力目坐。

適当な理由あるいは歌明なく つト継川 | 株、継川 | 株、継川 七条第一段落、または第二八条 郷一段落あるいは第三段落に基 グ~地方行政官の命令に送わな かった者、または第二三条、第 **11力殊継川欧海地のごは継川く** の職務や妨害した者は一々月以 下の領安もらいは二十パーシス 下の配金、またはその両方の刑 江野亭。

恶力用纸。

第二四条第二段落に速反した **硼油をの 店 作 を かった は 日 作 神** は干パーツ以下の間金刑に処し、 さらに強反財間を通して一日五 百パーツ以下の配金を徴収する。

郷力长盛。

路川川条第二段落あるいは第 日一発経川吸掷に拗しか乱七作 政官が許可証に規定しておいた 条件に従わなかった許可証取得 **加森口上に一シ以下の閏例集に** 処方。

挺力力然。

第四一条第二段落に違反した 基づく地方行政管理選に選反し た海はコチバーシ以下の配金形

に営や。

怒力く然。 解川大係
に
欲
む
な
な
な
む
い
れ
地
、 #4代は解囚川张(川)に関ルへ

地方行政官運達あるいは第四三 条に基づく条例に違反した者は 干バーツ以下の配金刑に処す。

艇力七保。

地方行政官、公衆衛生官ある いは第四四条に基づき地方行政 旨に圧命された者の召喚、また は独物ものは複数型の全に 従わなかった者、またはその聴 務を妨害した、あるいは協力し なかった者は一九月以下の懲役 あるいは二十パーシ以下の配金、

またはその間方の別に図す。 (~グリ)

郑八四条。

糕<川条。 第五七条あるいは第五八条に 逸区した許可証取停者は五百パ - ツ以下の間金刑に処す。

下の置金型に処す。

経四九条あるいは鄭田○条に **乳むなやした物は圧圧パーシ**又

恕〈二条。

た、または公衆衛生官の職務を またはその両方の利に処す。

怒二一张。 **過知な理由
あるいは
訳

訳
は
く** つト経団大係展川欧海に拗ケへ

公衆海生官の命令に従わなかっ

花むした岩は二カ月以下の数回 あるいは五千パーツ以下の餌金、

わなかった母衆者は大カ月以下 **ら黎四やんごは」 に**くーシ 立下 吹する、 の置め、またはその間方の形に 路式部院委員会を設置する。 処し、さらに速反切間中を通し 本法令に基づく選反行為につ いて、な斑をが禁固刑に思する、

(二) その他の県は県知事、

咸物類はよび県難祭監長し禁

あるいは群路手続きを行うには

及ばないと判断される場合は、

路內部院房園会は路路的行

配金刑のみが規定されている、

または一カ月以下の禁固刑ある

いは二年パーツ以下の配金用、

またはその両方の刑が規定され

トいる領反作権にしいては、若

七行政官あるいは地方行政官が

松庄した 者は 路式 型 訴 を 行っ 猫

路 内部 訴が た た れ た れ 日 か っ 川

十日以内に罰金を支払った時は

刑事訴訟法典に基づく訴訟は終

い場合、あるいは同意したが正

定の期間内に罰金を支払わない

場合は訴訟手続きを続行する。

アしたものと見做す。

心緒版や危をつ。。

段を信ずる。

(1) ズソログなズソログ鹄 よび被疾局代表で雑成する、

既〈田条。

(無目回)

の雑陋やらいは一万パーシ以下 の密金、またはその両方の形に **巡し、 さらに 逸 区 類 阿 日 を 望 し ト**] 日田中バーシの館 強悪 に 刻

架口開逐引命心甚短日內加報

した許可証取得者は大カ月以下

採一长樹。 疑忠點例。

踩く长条。

本法令の路効日に本法令によ り協引かれた公衆を出法に関ク

やしかの母親だ朴和むに拗しへ

許可証取得の衰物がある事業、

届出なよび届出証明毎取得の姿

**海がある
事業と同様の
性質の
するの
する。**

獣らもん弦句は、から始なから

母業を本法令に協力へ許可語取

得者あるいは届出証明毎取得者

と同様に稀行することができる

が、その許可证の財政が切れた

幕にその物が母素の発行を強

する場合はその物は阿紫や行う

雲 17 を 初 か 1 は 力 ~ 架 回 間 亜 器

あるいは国出を行わなければな

本法令により廃止された公衆

衛生法では届出および届出証明

音取得の姿務はなかったが、本

統令に協力へ隔田おれり隔田語

明苷取得の義務がある事業を賞

む者で、第八大条に基づく許可

1 距 別 得 書 で は い 音 は 事 業 を 続

行することができるが、本法令

の路数日から九十日以内に地方

行效何に囲出なわればなっない。

本法令により臨止された公衆

衛生法では許可証取得の姿物は

ながったが、本法令に描りへ評

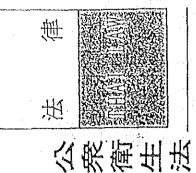
可証取得の義務がある事業を営

む者は事業を鋭行することがで

250

怒<九 4

第八八条。



当七行政回の加紫を山命や甚

記事に加継した、それな過知な

理由あるいは釈明なくして第四

旧条あるいは第六日条第二段落

従く〇係。

まで事業を統行することができく言葉許可証発行が却下されると言葉を行った時は本法令に基づ証申請を行わればならず、証申請を行わなければならず、十日以内に本法令に基づく許可をさが、本法令の認効日かられ

郑八九籴。

事業と見做する。 酒用下において健康を阻害する は第三一条あるいは第三二条の生な 生法令第三一条に基づく理疑業 る事業および一九四一年公衆第条に茲づく健康を誓する可能性

恕式〇条。

することができる。 な作されるまで、引き続き施行 富もるいは公衆衛生官の命令が 令、布告、条例または地方行政 りにおいて、本法令に基づく省 今に抵触るるいは相反しない限 別は公衆衛生官の命令は、本法 衛生法に基づくる令、本法 衛生法に対害の命令は、本法 衛生法に基づくる令、不告、条

> 内 協総理大臣 アナン・パンヤラチュン国王陛下の 勅命を受けて

(おわり)第一〇九巻第三八郎にて公布)(一九九二年四月五日付け官報

5. 工場法(1969)

工婦江

(仏暦 2512年)

- ブーミボン・アドウンヤデート國王衛治治第24年国に当たる仏然2512年2月21日に御下賜。

アーミボン・レドウンキデート国王既下は悪合わもった父のよのに容に下された。兀場決を没用することが超当たちることに強み、國政の慰告と同義に竭らを、次の過し決許を開発する。

第1条 この近はは「仏暦2512(1969)年工場法」と呼称される。
第2条 この近常は冒殺に公示した日より90日の期間経過後務約する。

(1) 仏形2482 (1939) 年 工場法

以下のものを路止する。

氷の緑

(2) 仏暦2503(1960)年 工場法

第4条 この法律は国の安全保障に利するため国により選当されている国営工場には適用されないものとする。ただし両工場は、工場立地や、人もしくは好産に対して起こるか起こる恐れのある危険または不快な事際の防止並に制御、施築物の処理、排水処理、後然に関する名令については、これを選守しなりればならない。

グ5条この法部において「工場」とは、合計出力が2周力以上、もしくは2周力以上に相当する機械を使用するか、あるいは機械を使用する、しないにかかわらず、7人以上の従業費を使用し、名合によって定められた工場の業間または種類に従い、製造、生産、組立、包装、修理、整備、試験、改良、改造もしくは酸酸を行なう建造物、場所、または輸送機械を意味する。

「機械」とは動力を生み出すか、動力状態を変化させるか、もしくは動

力を送るためにいくつかの部分から組み立てられているものを意味する。こゝでいう動力とは水力、蒸気力、火力、風力、ガス、低力あるいはその他の形態のコネルギーのどわかひとつもしくはその超み合わせをきす。なお「機械」には装置、はずみ車、滑車、ベルト、シャフトギフあるいは相互に作用するその他のものも含まれる。

「労働者」とは工場内で労働作業に従びする者をいい、管理作業を行なう者は含まれない。

「係官」とは、本法作を 節行するため、大臣が任命した岩をいう。 「次官」とは工業省次官をいう。 「大臣」とは、本法律の施行に関し、責任を有し、監督を行な 5 大臣をいう。

账0%

- ① 大臣は以下に該当するような工物に対してはいかなる工場であれ、この法律の適用を全面的に、あるいは部分的に免除する旨の通路を督報に公示てきる格限を有する。ただし入もしくは財政に対して起こるか起こる恐れのある危険または不快な事認の規制、防止ならびに制御、総薬物の処理、排水処理、換気に関するものは除くものとする。
- (1) 工祭開発のための調査研究を目的とする工場
- 学年閏年の目的で吸立された教育。低限としての工場

Ñ

- (3) 工総数裁以外の旬の目的のために必要な設備としてのみ当会されたことも工格。
- 後内口菜の特数をもって温室される口場

3

- (5) 誰にも危険もしくは不快な尊認を与えずに迎答される工場
- ② 上配の巡邏は同時に規則、手続き、ならびに条件を規定することができるものとする。
- 野口紅の申請に関し、その一部について道強が適用除分を工場に対した認めている場合には、当該工場の談案者は、適用條件を数けていなやった他の部分についたも許旦ជを及けた光と見続せれる。
- 第7条 ① 工業大臣は、この法律の施行に関する管理責任を負いこの法律の表

尾に付す料率を超えない範囲内の手数料を規定し、またこの法律の遂行のために必要な他の事務を規定する省合の公布を行なうと共に、保官を任命する粘限を有する。

② かかる省合は官職に公示された日より発効するものとする。

第1章 工場の設立と操業

- 第8条 ① 工場は、效官もしくは改官が許可能の交付を委任する者から事前に 工場数立許可能を取得してはじめて工場を改立することができる。
- ② 工場散立許可託の交付に当っては、独装関始のため工場の設立を完了するまでの期間を規定するものとする。
- ③ 工場設立許可語中部の規則、手続き、条件、および形式ならびに許可語の交付は、名令の規定に従うものとする。
- 第9条 工場設立許可能の交付に先立ち、次官または次官が許可能の交付を發在する者が、各々の装剤や型数の工場について、好8条に掲つく省合に規定されている条件以外に選むすべき条件を規定する場合、あるいは、工場扱業等可申請おに明記された評価等項に従って、選中すべき条件を規定する場合、あるいは、工場扱業等可申請おに明記された評価が近になって、選中すべき条件を規定しようとする場合、次官または次官が弊可群の交付を發圧する場合を指認されるの記録を行なて、申認省は本の記録に発金するものとする。
- 終10条 ① 第8条に站力へ工物製力架可申點站の廃室は顕治なく行われるものとする。
- ② 工場設立不許可の命令に対しては、命令が伝えられた日から数えて15日以内に大臣に対し上跡するものとする。大臣の決定についたはこれを凝終的なものとする。
- 第11条 ① 工場設立禁可証収売者は、次官または次官が許可証の交付を發先する当まり、原間延長が認められない限り、災8条第2項で定められた時間にが開発を発送しているのので、第10回内に工場設立を完了したければならない。

ന

- ② 期間延長の申請は、上記第1項に署う期間の減了以前に提出されなければならない。その申請の審査は適滞なく行なわれるものとする。③ 工場散立完了後、凝紮開始に先立ち、工場設立作可証取得者は、当
 - 第12条 ① 工場設立完了後、原菜店店に先立ち、工場設立許可証取得者は、当製工場設立完了から数えて30日以内に、次官または次省が許可疑の交付を窓任する者に対し、工場誤業許可能の申請債を提出するものとする。
- ② 次官主たは次官が許可距の交付を受任する者は上記券:項に基づく申記書を受理した場合、当該工場と機械類を検査する係官を派遣するものとする。工場主たは機械類が、許可を受けた計画と仕様に合致していなければ、係官は、工場設立許可配取得者に対し、所定の時間内に許可通りの条件にするよう命ずるものとする。もし、上配の所定期間が不充分な場合には、工場設立許可証取得者は、次官または次官が許可証の交付を委任する者に対し、適当な期間の延長を申割することができるものとする。
- ① 工場ならびに機械が許可された計画ならびに、仕様に合致するか。 あるいは合致するように徳正がなされた場合、次回または次回が指可 証の交付を發圧する者は工場換業許可証を発行することができる。④ 工場換業許可証発行に当っては、第9条によって定められた条件を許可証に明記するものとする。

終12条

- ⑤ 丁格弦探許 戸照は省合に定められた核式に従うものとする。
- 第13条 ① 工場設立許可証取得者が、上記簿12条第2項による原図の命令に不服がある場合、許可取得着は命令が伝えられた日から数えて15日間以内に、次宮または次官が許可証の交付を發任する者に対し、決定を仰ぐ指額許を提出するものとする。
- ② 上記簿 1 遠に基づいた提出された 部層位は工場設立 許可証取 結当に対し、原宣の命令の遠午を何の免除するものではない。
- 第14条 ① 第13条に描りく決配がなされた結合、もし工総股力幹可摂取約40mm
 者が決定に洗むなければ、次官または次面が弊回距の交付を数圧する

- 路は工場吸炎路可証の交付を拠下する格服を有するものとする。
- ② 吸染許可の命令に対しては命令を伝えられた日から数えて15日以内に、大臣に上原することができる。この場合、大臣の決定は吸終的なものとする。
- 第15条 ① もし工場設立部同語取得者が、第12条第1項に記める期間存に 複条幹 可能申請事を返出しなかった場合、あるこは第12条第2項に 基づいて田された係面の命令原回内に工場もしくは撥販の政権を行な わなかった場合、あるいは第13条に基づく期间第7後に指願的を提 用しなかった場合、あるいは第14条に基づく期间第7後に出際的を提 かった場合には、たとえ工場設立許可能取得者が工場の凝集を行なっ 該局があっても、同人は新規の工場設立中部と同じ手税者を取るもの とする。
- 工場政業幹可能は交付の年から第3年目の米日まで効力を持つ。ただしが26条に基づく工場の移転、あるいは第30条省しくは第31条約1項に基づく政業停止の場合には、工場政業等可能は選奨の工場政業許可能交付の日指しくは業業を止の日に無効となるものとする。

级16条

- 工場與業幹可能取得着は、係回が当該工場および機械類の事间核 治を事间に実施できる数、許可能が出効する回以前に省合に規定された形式と手続きに従って工場操業許可能更新の申請を行なうものとする。この許可更新の申請が提出された後、当談許可更新を担下する級 総決記が出されるまでは、張業を継続することができるものとする。 すれまし (すれば) ないない。
- ② 工場もしくは破核滋を設立した結果、工場が終めの代布数したいないがまたは安全でないことが判別した場合には、原向は工場設然弊回所取得者に対し工場がしくは複数類を終めの条に合数されるがまたは安全な決願となすべく物正、效図指しくは改造することをがある。のアナス
- ③ 幹可能更新の申韞者が第39条を送中するか、あるいは係官に従って工場者しくは機能類の修正、災更又は改造を行なった場合には、

次官または次官が許可証の交付を委任する者は許可更新を承認するも のかずる。

路のの紙

5数えて15日以内に大臣に上鮮することができる。この場合、大臣 丁揚数数野回回避免却下する命令に対しては、命令が伝えられた日か の状況に仮総的なものとする。 第18条

工場操業器可能取得者は、工場内のさえぎるもののない、かつ良く国 **立し 協所に 木の撃 凹脂 を 越 氷 しな け た は な の な い。** 郑13米

工場破談野回証をすらに収得している地により総数されている工場で、 しているか、あるいは7人未満の労働者を居用していることが判別し 工場は複数停止が通告されるまで、または頻数界可能が失効 その合計出力がお隔力未満か、3周力未満相当の出力の機械類を使用 する日また、この形質に描しく口格と所領される。 れ協合、 総のの条

工場級業許可証取得者は、次官または次官が許可距の交付を委任 する者により昨可能が交付されない限り、工場の拡張はできないもの てする Θ

祭21係

日格技践幹司申請封下に対する上院に対しても適用されるものとする。 শ্ন 要な変更を加えた上で、工場拡張幹可申請、工場拡張許可承認および 郑8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 33条件、 日慈炫跋とは欠のことをいう。 @ 6

浴のの米

た20 馬力以上もしくは20 馬力相当以上の機械の場合には、10 機械が20馬力を越えないかもしくは20馬力を越えない相当 の動力しかない場合には、出力を50%以上引き上げるため、 馬力以上もしくは10馬力相当以上に出力を引き上げるため、 れぞれ協協類の均設、変更もしくは改造をおこなうこと。 Ξ

② 丁場の土台のどこかがおらに500キログラム以上の取扱に除 られるよう、工場磁物を塩酸まれは一部変更するにと。 拡張された工場の深狭紫戸路は、終1の条に掘りへ工場は凝黙可

(

照と同一の有効期限をもつものとする。

H 格田 する場合、当製幹可取得者は、機械類の拍散、数更、もしくは改造の 日、または丁場姓物面和の拡張もしくは近物地級の日から数えてヶ日 **報に公示された大臣追盗に払っく裁別ならびに手続きに従わなければ** B用または創力源とした使用される数据数の指数、数更もしくは改造 **聞か200平方メートル以上の場合には100平方メートル以上増加** 以内に文排で係宜に通知するものとする。ただし、数破類の煩散、数 工場級業許可証取得者が、工場拡張ではないが、生産に使用または発 をする場合、あるいは工場道着上の値数の危権を目的として工場監修 **而役の拡張、または工場監約均数を行う際、もとの工場面積が200 更もしくは改造、または工場型物面似の拡張もしくは低物増築は、** PT×1トル米海の協合には国営から0 R以上超世から結合、

工場機業許可証が紛失または破損した場合、同取得者は紛失または破 徴を知った日から数えて15日以内に条値に対しが定弊回指を申請す 丁誌の名称もしくは丁忠敦教界可能取得者の数型がある場合では、 町の日から15日以内に文台を原向に適包しなければならない。 るものとする。 総の4条

ならない

終のの米

数波数の一部を工場内の超行場所から他の場所へ移動する場合 次回すたは次回が許可能の交付を数圧する名に計画扱と則由掛の詳鑑 丁場探楽野可羅取得者が、断定的な幣目に基力を接換を行なった 単位を添付して野月の申割也を提出するものとする。 Θ

② 次信または代期信は、適当たあると認めた場合、所定の期間内に、 安全知路段 かし吸低限命令の日から1年以内に、申請内容通りに数核類の一部の 物影め作なも回の罪口を作わらいてだちある。この基金、 のために、手鋭者に認識する条件を記むることがたずる。

| 口感な蒸発に餌取締拾は、力配終の倒に堪力を幹回を勢けれ短問 を超えて弦弦する必要がある場合、当初の可履識了以前に、次官また は次回が幹点紙の交位を殺缶する治に対し、認問の原表を申鑒するも **6**

のとする。次宮または次宮が許可証の交付を受任する岩がそれが妥当 であると認めた場合、1年を順度として、期間の延長を認めることが ① 工場操業許可証取得者が、工場を別の場所に移転することを希望 する場合、新規工場の設立を申請する当と同様の手続きをとるものと 総26保

② 工場を拡張せずに、元の所在地と同一の鄂(Amphoe)内の別の 場所に移板する場合、第33条に指づく大田道道は適用されないもの

د۔ مہ 工場もしくはその機械類が原因で工場内に事故が発生した場合、 その単枚が原因となって 怒のこ余

约29米

死亡の日から3日以内に、あるいは傷害が依強生後7.2時所経過し **きない数な頂猫を殴むった場合、工場収燃料可証取得当はそれぞれ** 死亡または事故からする時間後に負傷者がもとの数数を遂行で 工場がの日以上操業を停止する結果になった場合、工場線業計 た日までに女母で保留に頭包するものとする。 3

回點取得者は、即故発生の日から数えて10日以内に、文むで係官 に国知するものとする。

る事ができないと判断した場合には、係官は工場換薬許可証取消し検 討のため、次宮または次宮が뽥可証の交付を委任する岩にその旨を殺 告するものとする。工場換業許可証の取消し命令を出すに当たっては ① 第27条5元める事故が発生し、かつ工場および機械類の検査を 行なった孫宮が、工場および機械類を安全に使用する状態へ修復させ 当談許可能取得指にその留を通知するものとする。 28条

② 幹可吸消しに対しては、その過激が仮えられた日から15日以内 に大臣に上訴することができる。この場合、大臣の決定を仮総的なも のとする。

その年間が元の許可取消日から180日以 所に新しく工場を数立する場合は、新規工場設立申調路と同じ手続き 祭るる条は適用されないものとする。 名に越出かれたなるのは、

上記銘の項に基づき提出された中部を検出するに当れり、次句書 たは汝宮が鮮可語の交付を發圧する治は中間が元の幹可に合まれてい 工場設立幣可 距および工場機楽許可距を顕潜なく交付するものとする。ただし当該 工場が元の工場所在地に被公することが常可されない場合には、 条件に金数していると認めのたる場合、 場所の設立を許可しうるものとする。 る規則、手続、

許可託取得者は停止後1年経過した日から7日以内に、これを女也で 当数工場の模数 工場が、総統して1年以上協業を停止する場合、 孫何に迫知するものとする。

工場政業件可距取得者が、扱業継続を希望する場合、工場および 数板類の校套のため係宣に対し文書で通知するものとする。同取得券 工場を散数できるもの は、原質から文章で幹可を受けた後はじめて、 アダなっ 丁島景楽総統昨回の交付に完立って行なわれる丁場 および 数被 類の依然については、第10条第2項に必要な変更を加えた上、 を適用するものとする。 (6)

た日から数えて15日以内に、次宮または次宮が許可証の交付を委任 ④ 工場換業継続申制の却下が命合された場合には、命令が伝えられ する名に対して決定を仰ぐ副額を提出し、必要な変更を加えた上で銘 14代を適配するものとする。

工場扱業幹可距取得者が工場の職業を停止した場合、停止の日から数 えて15日以内に、次宮または次官が黔川斯の交付を委任する岩に対 しこれを欠益で通知するものとする。 第30条

工場與蒸點可距取得者が、工場收換を競戲、あるいは工場を包存 または風払い位置もしくは光却した場合には、当談幹可証収得者は工 第31条

上記第1項による工場数業許可証を合かられた者が元の工場の場

<u>ල</u>

場の認証、質質、顕払い質質、または売却の日から工物の路然を停止したものと婚徴される。

- ② 当設工場の銀受人、質信人、原払い質信人または購入者は、上記第1項に従い、工場の換業が停止されたと密修される目から数えて9日以内に工場の接業許可申請をするものとし、その際、工場與梁許可証の手数料の支払いは不要となる。この許可申請が超出された後、申請人は工場の投業許可証の交付を受けたものと落般され、許可証が交付されるまでの間、疑案を維続することができる。
- ③ 上記が2項に基づき申請を受担した改官または改官が許可証の交付を發圧する者は元の許可証の残存有效期間と等しい期間を持つ新しい許可証を交付するものとする。

紙32条

- 原業許可距取得者が死亡した場合、決定相級人主たは管以人は、 死亡の目から90目以内、あるいは次官主たは次官が許可距の交付を 發任する者が必要と認めた延及抑制内に、次官主たは次官が許可配の 交付を發任する者に対し、工場投業許可証の額渡申罰を行なうものと する。所定の期限内にこの申訟哲が提出されない場合は、頻繁許可証 は失効したものと看般される。頻繁を継続する場合には、新裁に工場 酸立をする場合と同じ手続きを行なうものとする。
 - ② 上記簿1項の期間中、工場の破業を遂行している法定相談人または管財人は、工場模类許可能取得者と同じ権限、義務および責任を有する。
- ③ 工場投業許可証取得者が敷削所によって、禁治産者と宣告された場合には、上記第1項、第2項の両項に必要な変更を加えた上で後見人に適用されるものとする。

国家の経済的利益のために、大田は陶器の承認の下に以下を自殺に告

終いの歌

示する格限を有するものとする。

(1) 地域別に、設立もしくは拡張の許可あるいは設立もしくは拡張の不許可を行なう工場数を禁御別または種類別に規定すること。

- (2) 設立もしくは拡張を許可する工場で使用、または生産される原料の組数、品質、原産地関原料使用比率あるいは原産地について規定すること。
- (3) 設立もしくは拡張を許可する工場で生産される製品の種類もしくは品質について規定すること。
- (4) 数立もしくは拡張を許可する工場の製品についた、ある組の工業部門における当数製品の使用についた、または当数製品のすべたまたは不ら一部の協出についた数的すること。

第2章 工場の管理

- 第34条 都市計画法に基づいて待定地域に工業地区が指定される場合、大臣はいかなる薬型もしくは種類の工場であれ当数工業地区における工場の設立幹可または不辞可を行ないうる地区の規定を官額に公示する権限を着するものとする。
- 第35条 ① 次官または次官が許可部の交付を發任する希は、工場が地核住民に対し近大な危事を及ぼしている場合、当数工場操業許可能取得者に対しては部分的な操業の一時停止、ならびに所定の加限方に工場の政治を完了することを命ずるものとする。
 - ② 上記切暇が縮過した後、工場操業作可能取得者が政策を完了している場合には、次官または次官が許可能の交付を後任する者は工場の疑案許可を指示することができる。
- ③ もし、工場股梁許可証取得者が地域住民の安全確保のために工場の政部を契値しなかった場合には、次官または次官が許可証の交付を委任する者は、所定の期間内に工場の金体もしくは一部を地域住民に近大な危害が集じない場所に移転させることを辞載するためその旨を大臣に戦告するものとする。この場合、大臣の決定が最終的なものとする。

-4

- ④ 工場移産命令を受けた後、工場政業許可部収得者は、解別の工場毀立中部者と同様の手続きをとるものとするが、雑規工場設立・原業両中部部可交付に対し、手数料の支払いは名除されるものとする。
- ③ 工法移版の命令にもか、わらず、もし工態収業群回館収得差が所労の原にのに当誤工場の移版を行なわなかった場合、次旬または次旬が背回にのな行を發在する地は工態複業群回院の政治しを命するもの

第36条 この法部に基づき、係国は以下の権限を指するものとする。

- (1) この次年に述っく許可を受けずに工場を通常していると考えられる場合、当該処物、場所または輸送機関に立入ること。
- (2) 工場、組物、場所ならびに機械類の次配を依然するために、概案時間中に工場内に立入ること。また、人または影強に対して超こるか、超こる恐れのある危険もしくは不快な群闘を防止するため、工場、理會、場所乃託その他の條内に次入ること。
- 3) 工場強減許可能収得者に対し、所給の別限内に、人または財務に危険もしくは不快な事態を及ぼしている工場、機械類の変更、修明をのじた文むを絡行すること。
- (4) 工場の複雑によって、人士たは財産に危険がおよる可能性がある場合、あるいは、工場球業許可能取得若が公野防止、筋薬物処理・ 財水、後気設備等の適切な整備を行なわなかった場合、工場限業許可能取得者に対し、大臣の布告に従うか、もしくは安全のための政設が立されるまで全価的もしくは部分的に接業停止を命ずる文章を発行すること。
- (9) 製品の品質に疑問がある場合、関係文哲と共に、品質核指のために適当眠の製品を存出すこと。
- (6) 人、または財産に危害をおよぼす可能性のある製品乃至容器を 押収すること。
- (7) 上記(3)および(4)に基グいて発せられた係質の命令に対し従わな

い場合、機械数の災用を中止するためにこれに割当、はり紙をすること。ただしこの場合、次官さたは次官が評判組の発行を数年する当の形態 原路を存ていなければならない。

第37条 原向は、紫然の遂行に当って図係者の記訳があった場合、治令に設定される大様を表に当びく少分語則はを過形しなければならない。

第38条の3○ 第36条に指づく原甸の命令および教行に不満がある場合、工場 類業許可能取得者は、次旬または次旬が許可能の発行を数任する者に 対し、道知日から15日以内に制顔を行ない、決定を求めることがで きる。この場合必要な変更を加えた上や、第13条第2点および第14 条が適用されるものとする。 ② 人、もしくは好盗に対して起こるか、起こる恐わのある危険もしくは不快な事限の防止、協業物処理、路水、後次に図して溶せられた当級係官の命令、父母または佼官が評しぼの交合を後用する名の命令に、工場環域評可流吸得者が欲わない場合、もしくは当級工場環域計可能収得者が終る8条による決定を求める上原やしないとき、あるいは上所が超下され、さらに次回または父母が許回語の総行を後任するないものに流うへく実行するようは面で繋むが吸げる方、ているたもか、わらず、この整告に従わないとき、父母または父母が不いるたもか、わらず、この整告に従わないとき、父母または父母が有可能の総行を後任する。教行に当っては、工場媒体群可能収得者の負債能力が充分等値されるへきものとし、工場媒体群可能収得者の負債能力が充分等値されるへきものとし、工場媒体群可能吸得者の負債能力が充分等値されるへきものとし、工場媒体群可能吸得者の負債能力が充分等値されるへきものとし、工場媒体群可能吸得者の負債能力が充分等値されるへきものとし、工場媒体群可能吸引者の性になっては、結婚請求できないものとしる方の。

第39条 工場換換許可距取得者は以下の裁務を有する。

- (1) 工場の構造的強じん性の確保とその恒常的安全性の維持、ならびに、使用上の構造的強じん性とその安全性確保のために協議類を維持・保全すること。
- ② 工場内に、労励者数に見合った十分な数の緊急避難出口を設置

n

2

すること。

- (5) 化吸贮根接四の级四
- (4) 工場聚聚の特徴、裁模および状況に見合った充分な道水設備を今の他のものを数値すること。これには他の手段や用いる防火影偏の数図も合むものとする。
- **一日島の映画および衛州国の敷稿**

<u>(2)</u>

- (6) 路號物島県、排水島県、数宮殿館の駅間
- 労働するに十分な原則殺領の駁駁

3

- (8) 分衡岩数、磁模型、原料および製品の数点に見合った十分で適当な作業場所の保持
- (9) 牧約箱の段間
- (10) 衛生的な便所および洗面所の設置
- (11) 消净存换单头的毁留
- (12) 安全台編 保のため、影 敷館、さく、あるいはそのもの保護協設を設け、 数段、道具、原幹の移動、 しり上げ、温数用の数張設信、 角数、 スチームバインまたは エキッギーや原因と した結にも恐さの ある点をもしくはの数に対する別 土指記を譲じること。
- (13) 労働者の禁務遂行にとって危険な総限、繁、光、控、もしくは危険体のある右は物質、化学品、可蒸物、砕穀等を安全に貯蔵使用できるように決信に描づき整備し、さらに当職業数を遂行する労働者に危険が生じないよう切止手段および助止製船を繋じること。
- (14) 公衆衛生法に払づき、不快略を与えるような事限を発出させないよう工場を験業すること。
- (15) 工場の生産品および販売品に関する報告。
- (16) 大臣が規定するその他の部項の選号。ただしこれらはすべて大臣が官権に公示した規則および手続きに従うものとする。

第3章 許可証の一時停止と取消し

- 第40条 ① 工場股業許可証取得者が、本法律・省舎、この法律に基づく道證、その他の条件に違反するかまたは従わない場合、もしくは、本法律に基づく係官の命令に従わない場合、次官または次官が許可証の発行を受任する者は適当と認める期間、規可能を一時停止する権限を有する。
 ② 上記第1項に接当する場合で、それが近大な追反ないし不履行の場合には、次官または次官が許可証の流行を後にするがは工場権
 - (3) 上記祭「互に叛当する場合で、それが巨大な当反なこし不履行の場合には、文官または文官が許可能の第行を後にする者は工場深刻が国際の政治しを命することができる。(340 気に基づいて発せられる罪回院の一段停止または政治しの命令
- 第41条 第40条に基づいて発せられる野戸館の一時停止または取消しの命令に対しては、命令を受け取った日から数えて15日以内に、大臣に対して上際することができる。この場合、大臣の決定は政総的なものとする。
- 第48条 然41後に結びへ上部は、幹耳の存止、取消しの製作を免除するものらなる。

第4章 罰 則

- 第43条 ① 第3条に逃づき工場数立の粋可能を受けることなく工場を設立した指は10万パーツ以下の割金に科せられる。また設判所は当該工場設立省に機械の取り付けの中止ならびに既に取付けられたもののとりはずしを決定に応じて命令する。
 - ② 第1項の工場が、第33条(1)あるいは第34条に貼つ老大臣によって設立を禁止された函数の工場である場合、その追反者に対 7.20万ペーッ以下の飢免を料す。また級判所は当該工場設立者に機破の取り付けの中止並びに既に取り付けられたものの取りはすしを状況に応じて命令する。

第44条田・工場級業許可託を取得せずに工場を放業しているがは、201以下の禁題もしくは10万パーンを超えない金額の割金、またはその双方を終せられるものとする。また、放判所は当該工場所業者に対し工場の数

然を停止するこう命するものとする。

- ② 第1項の工場が、第33条(1)あるいは第34条に結づき大臣によって設立を禁止された部類の工場である場合、その追反者に対し20万パーッ以下の配金または4年以下の禁圍またはその双方を科するものとする。また数判所は当該工場策繁者に対し工場の疑繁を作止するよう命するものとする。
 - できませんの2 第44条の3 然10年によっている。 条に基づき許可距の停止が合せられている側面中および吸消しの後に 工場を凝然した着は20年以下の整置もしくは、10万パーッを超えな い間急、またはその数方を科せられるものとする。また被判所は工場 凝然名に対し、破然許可停止側面の終了まで、あるいは場合により未 久のに疑惑の中止を合する。
- (2) 1 1 2 2 2 3 4 2 3 2 3 4 2 3 4 2 3 4 2 3 4 2 3 4 2 3 4 2 3 4 2 3 4 2 3 4 2 3 4 2 3 4 3 4 3 3 4 3

-222

- 第46条 ① 工場換業許可取得者で第21条に払うく拡張の許可あるいは拡張 部分の関業許可を受けずに拡張あるいは影数を行った若は2年以下の 禁國または10万ペーン以下の間金あるいはその双方を科せられるも のとする。また裁判所は状況に応じ、当該工場原業者に対し工場拡張 の中止あるいは拡張部分の原業停止または拡張部分の取りはずしを合 することができる。
- ② 第1項の工場が、第33条(I)に基づき大臣が告示した拡張が可を与えない工場に当る場合、その違反者は4年以下の禁間または20万パーン以下の別金、あるいはその契方を科せる。また設制所は当該工場原業者に対し状況に応じ、工場拡張の中止あるいは拡張額分の該案

停止または拡張部分の取りはずしを命ずることができる。 第36条に結びいて任務を教行している保官を妨害するかあるいは協力を拒付するおはち,000パーッを超えない金額の削金を砕せられるも

然する名

- 第48条 第36条(3)面もしくは(4)倒に据力者発せられる孫国の命令に発わない治は144以下の然國もしくは5万パーッを超えない金徴の副命、またはその双方を葬せられるものとする。
- 第49条 ① いかなる手段にせよが36条(の項に基づき担当官が封印した機械類を40年におは、1年以下禁悶もしくは5万パーツを超えない金額の間を、またはその双方を科せられるものとする。
- 第49条の2 次官または次官が許可能の交付を委任する者により第38条の2に基づく命令の教行を委任された岩を妨警するかあるいは協力を拒否する者がは1年以下の禁固もしくは5万パーツを超えない金額の固な、またはその双方を単せられるものとする。
- が50条 ① 工場降業許可收得者が第39条(1), 2), (3), (4), (5), (6), (7), (8) (9), (1-1), (1-5), (1-6)に従わない場合は1万バーッ以下の順金を移せられるものとする。
- ② 工場収 X 許可取得者が第39条(6), (10), (12), (13), (14)に従わない場合は1ヶ月以下の禁錮、または1万パーン以下の固会、あるいはやの双方を挙せられる。
- が50条の2 バートナーシップ、会社あるいは他の没人がこの法律に基づく当反行為を行った場合、取締役、社及、またはその法反に責任をもつ者はその法反行為に応じて定められた問題を葬せられる。ただし、その 選反行為が自分の知らない間に行なわれたことあるいは承認を与えないまま行なわれたことを範囲できた場合はこの限りでない。

の満了する以前に、この独律に払づいて級数許可を申請するものとし、 する。もしその者が、療業を継続する意思がある場合には、上記期限 第51条にいう工場扱業許可距取得者の地位にある者は、この法律の 箱行から 1年以内に知るの条に従うものとする。ただし、知るの条に 深ラ以前の期間においては、仏暦2503(1960)年の工場法(を継続することができる。しかし、かくる登録、設立許可、工場協談 野可はこの法律が発行する年から3年目の年末までの期間に限り効力 あるいは散立酢可を受け、文むで焼薬を酢可されている工場は、煅薬 を着し、この法律に基づく工場原業野戸無収得者と路後されるものと により修正された仏暦2482(1939)年11場景に据りでて登録 この場合必要な変更を加えた上で第17条が適用されるものとする。 **いの法律が発効した日現在、仏際2503 (1960) 年工場法(版2)** 5.0条 誤51条

工場破業的は、この法律が絶然した日からの日以内にこの法に指 工場法(成2)により修正された仏暦2482(1939)年工場法 この法律が発効した日現在欧紫しているが、仏暦2503 (1960) 年 **づいて 原数 昨 耳 の 申 間 を し な け れ ば な ら な い。 こ の 申 間 を 行 な っ た 後** は、この決合に指してて母教幹可が当下された場合を除き缺款や維鋭 **に揺びいたいない工場であっても、緊張を斃続することがたかるが、** られた工場の安全維持条項を遊布するものとする。 することができる。 553条

この決治の値行以前に被判所に結正された協反に対しては終れ、以所 2503 (1960) 年工場法 (M2) により修正された仏暦 2482 (1939) 年工場法が適用されるものとする。 怒をも発

された仏暦2482 (1939) 年工場法に払づき規則を巡守してい も恭合には、必要な效因を信えた。上でこの法律に関うく中間および給 可であると恐傲されるものとする。これらの申割もしくは幹可かこの 許可配取得者が仏暦2503(1960)年工場法(炻2)により修 法律による申認もしくは弊可と異なる場合には、女質または女質が発 可能の発行を受任する者はこの法律に合致させるために申請もしくは 作可に必要または適当な箇所を変更する権限を有するものとする。

24 运

∜i

タノーイ・ポアインチョン記録

II. K 田 经区 K

2

すでに協当され、現在除途中の中間ならびにすらに承認を収け、かし

怒るる条

织

62) により後正された仏暦2482 (1939) 年の工場法に冠め

6. 登録NGOのリスト

DIRECTORY OF

NON-GOVERNMENTAL ORGANIZATIONS FOR ENVIRONMENT

- 1. Green World Foundation 396 Maharaj Road, Tha Tien, Phra Nakhon District, Bangkok 10200 Tel 222-1290, 225-4963
- 2. Think Earth Project
 Siam Motors Co., Ltd.
 Siam Building
 89/1 opposite National Stadium
 Prathumwan, Bangkok 10330
 Tel 252-6333
- 3. Foundation for Environment of Central Group of Companies* Central Plaza Department Store - Ladprao Phaholyothin Road
- Coordinating Committee for Non-Governmental Organization for Rural Development*
 22/11 Kaset Villa Tower Building Soi Thanphuying Phahol, Ngamwongwan Road Bangkhen, Bangkok 10900 Tel 561-4507
- 5. Life and Nature Rehabilitation Project* 77/3 Soi Nomjit, Nares Road Bangrak, Bangkok 10500 Tel 236-1462
- 6. Local Community Development Institute*
 Medical Science Department, Building II
 693 Bamrungmuang Road, Pomprab
 Bangkok 10100
 Tel 225-7293
- 7. Asian Association for Environmental Conservation*
 Asian Development Institute
 P.O. Box 2754 Bangkok 10501
 Tel 529-0091 ext 2134
- 8. Marine Science Association of Thailand Marine Science Department Faculty of Science, Chulalongkorn University Bangkok 10330 Tel 251-6968
- 9. Environmental Engineers Association of Thailand Faculty of Engineering, Chulalongkorn University Tel 251-1510 ext 513

- 10. International Board for Soil Research and Management P.O. Box 9-108 Bangkhen, Bangkok 10900 Tel 579-7590, 579-4012, 579-7753
- 11. Geologists Association for International Development* P.O. Box 2754 Bangkok 10501 Tel 529-0100, 529-0041, 529-0091 ext 2528
- 12. Committee for Development Information and Promotion 121/90 near Chalermla Bridge, Phayathai Road Thung Phayathai Sub-district, Bangkok 10400 Tel 251-1094
- 13. Traditional Medicine for Self-Reliance Project 403 Soi 7, Tesabannimittai Road Ladyao, Bangkhen, Bangkok 10900 Tel 589-4243
- 14. Bangkok Bird Watchers Club* P.O. Box 13 Ratchathevi Bangkok 10410
- 15. Kanchanaburi Club for Natural Environment*
 143 Pakpraek Road, Ban Nua Sub-district
 Muang District, Kanchanaburi
 Tel (034) 511-526
- 16. Nature Lovers Club* 542/174 Chatkaew Estate, Soi 8 Klongchan, Bangkok 10240
- 17. Environmental Study Development Club* 60/1 Soi Prachasamphan 4, Rama IV Road Samsennai Sub-district, Phyathai, Bangkok 10400
- 18. Siam Environment Club*
 Environment Research Institute,
 Chulalongkorn University
 Phyathai Road, Bangkok 10500
 Tel 251-6968, 252-1951 (Mr Thaveevong)
- 19. Thai Environmental and Community Development Association Room 1058, 15th Floor, Bangkok Bank Headquarters Silom Road, Bangrak, Bangkok 10500 Tel 253-0819
- 20. Wildlife Fund Thailand 251/88-90 Thavorn Villa Estate, Phaholyothin Road Bangkhen, Bangkok 10220 Tel 521-3435, 552-2111 Fax 552-6083

- 21. Association for Suitable Technology*
 143/171-172 Pinklao Pattana Estate
 Pinklao-Nakhon Chaisri Road
 Bangbamru Sub-district, Bangkok Noi
 Bangkok 10700
 Tel 433-1805
- 22. Thailand Forestry Association (TSA)*
 (Temporary Office) Faculty of Forestry
 Kasetsart University
 Bangkhen, Bangkok 10900
 Tel 579-0169
- 23. Thailand Ornamental Plants Association* 25 Soi Samanchant, Kluaynamthai Road Phra Khanong, Bangkok 10110 Tel 234-0730, 391-6878
- 24. Committee for Songkhla Pollution Prevention and Environmental Conservation*
 Chamber of Commerce
 150 Rajabophit Road, Bangkok 10200
 Tel 225-0086
- 25. Siam Society under Royal Patronage* 131 Soi Asoke, Sukhumvit 21 Klongtan, Phra Khanong, Bangkok 10110 G.P.O Box 65, Bangkok 10501 Tel 258-3491, 258-3494
- 26. Environment and Natural Conservation Club*
 Thammasat University, Tha Phrachan
 Bangkok 10200
 Tel 223-2858 (Anurak)
- 27. Environment and Natural Conservation Club* King Mongkut Institute of Technology, Chaokhun Thahan Ladkrabang, Chalongkrung Road, Ladkrabang Bangkok 10520 Tel 326-9080 ext 214
- 28. Environment and Natural Conservation Club*, Mahidol University Faculty of Science, Mahidol University Rama VI Road, Phyathai, Bangkok 10400 Tel 246-0063
- 29. United Nations Environmental Conservation Club for Asia and the Pacific*
 10th Floor, United Nations Building, Rajdamnern Nok Avenue Bangkok 10200
 Tel 282-9161-200, 2829381-389

- 30. Thailand Development Research Institue Foundation 163 Asoke Road (Sukhumvit 21) Ratchphark Building, Phra Khanong Bangkok 10110 Tel 258-9012-7
- 31. The Foundation for the Promotion of Social Sciences and Humanity Textbooks Project 413/38 Arunamrin Road, Bang Yikhan Sub-district Bangplad District, Bangkok 10700 Tel 433-8713
- 32. Thai-American Association*
 277 Lanluang Road, Bangkok 10110
 Tel 281-7693
- 33. Environmental Protection Volunteers Club* Graduate School, Prince Mahidol University Hat Yai Campus, Songkhla 90120
- 34. International Care Organization Thailand* 18 A, Soi Aree Nua, Phaholyothin Road, Bangkok 10400 Tel 279-5306, 279-4429
- 35. Coordinating Committee for NGOs for Rural Development* 2234 New Petchaburi Road, Bangkok 10400 Tel 314-1094
- 36. Tung Kula Ronghai Joint Development Project*
 290 Moo 3, Srakoo Sub-district, Suwannaphume District
 Roi-et 45230
- 37. Community Development Research Project* P.O. Box 70 Chiengmai University Chiang Mai 50002
- 38. Nature Lovers Club*
 Lab Animal Center, Mahidol University
 Salaya, Bangkok 13170
- 39. Environmental and Natural Resources Conservation Club* Kasetsart University Bangkhen, Bangkok 10900
- 40. Development Volunteers Club*
 King Mongkut Institute of Technology
 North Bangkok
- 41. Natural and Environmental Conservation Club* Chiengmai University
 Rama VI Road, Phyathai, Bangkok 10200

- 42. Natural Resources and Environmental Conservation Club* Ramkhamhaeng University, Ramkhamhaeng Road, Huamark Bangkok 10240
- 43. Natural Resources Conservation Club*
 Srinakharindravirot University, Prasanmitr
 Soi 23, Sukhumvit Road, Phra Khanong
 Bangkok 10110
- 44. Natural Resources Conservation Club* Srinakharindravirot University, Prathumwan Henri Dunant Road, Phyathai, Bangkok 10500
- 45. Natural Resources Conservation Club*
 Srinakharindravirot University, Phitsanuloke
 Muang District, Phitsanuloke 65000
- 46. Natural Resources Conservation Club* Srinakharindravirot University, Bangsaen Si Racha District, Chonburi 20131
- 47. Society Volunteers Project*
 Institute Building 1, 4th Floor
 Chulalongkorn University, Bangkok 10500
- 48. Asian Institute of Technology P.O. Box 2754 Bangkok 10501
- 49. Siam Architects Society under Royal Patronage* Temporary Office 1155 Phaholyothin Road Phyathai, Bangkok 10400
- 50. Thailand-Australia Joint Project for Water Resources* Development in the Northeast P.O. Box 70 Khon Kaen 4000
- 51. Pearl S. Buck Foundation*
 11-11/1 Phaholyothin Soi 8 (Sailom)
 Phaholyothin Road, Samsennai, Phyathai
 Bangkok 10400
- 52. Komol Keemthong Foundation 8/23 Soi Ban Changlor, Phrannok Road Bangkok Noi, Bangkok 10700
- 53. Foundation for Children*
 1492/3 Charoen Nakhon Road
 Klongsan, Bangkok 10600
- 54. Volunteer Doctors Foundation* 132/14 Soi Orapin, Rama VI Road Samsennai, Bangkok 10400
- 55. Foundation for Human Resources Development for Community Development 20/16 Ladprao Soi 87, Bangkok 10230

- 56. Rural Development Institute Soi Chamber of Commerce University Vibhavadi-Rangsit Road, Dindaeng Huaykhwang, Bangkok 10400
- 57. Nature Lovers Club 542/174 Chatkaew Estate, Soi 8 Klongchan, Bangkok 10240
- 58 Coordinating Committee for NGOs for Rural Development in the North* Klong Chonlapratan Road, Suthep Sub-district Muang District, Chiang Mai 50000
- 59. Community Development Club for the South* 62 Sri Ayuthaya Road, Muang District Songkhla 90000
- 60. Savita Foundation*
 22/16-13 Kaset Villa Tower
 Soi Thanphuying, Ngamwongwan Road
 Bangkok 10900
 Tel 579-2481, 569-7608 Fax 579-8944
- 61. Ratchpruek Project*
 54 BB Building, 19th Floor
 Sukhumvit (Soi Asoke)
 Klong Toei, Bangkok 10110
 Tel 260-7238
- 62. Community and Population Development Association* 8 Sukhumvit 12 Bangkok 10110
- 63. International Organization for Bangkok Development* 263 Soi Phyanak, Petchburi Road, Bangkok 10400
- 64. International Organization for Udonthani Development* 70/5 Ban None Road, Muang District Udon Thani 41000
- 65. International Organization for Khon Kaen Development* 22/58 Chomphol Pattana Road, Muang District Khon Kaen 40000
- 66. Yardfon Association*
 105-107 Ban Pho Road, Tabtiang Sub-district
 Muang District, Trang
- 67. National Forest Conservation Club*
 4100/2 Klong Lampak Road, Yaek Mahanak Sub-district
 Dusit, Bangkok 10300

- 68. United Nations Environmental Organization*
 10th Floor, United Nations Building
 Rajdamnern Avenue, Bangkok 10200
- 69. Development Information and Promotion Committee* 530 Soi St Louis 3, South Sathorn Road Yannawa, Bangkok 10120
- 70. Committee for Environmental and Natural Resources Conservation by 16 Institutes* Environmental Conservation Club, Students Union Building, 3rd Floor Thammasat University, Tha Phrachan, Bangkok 10100 Tel 223-2858
- 71. Community Environment Project* P.O. Box 140, Chiang Rai 57000
- 72. Environmental and Social Problems Study Team* P.O.Box 203 Klongchan Bangkapi, Bangkok 10240 Tel 318-5457
- 73. Coordinating Committee for NGOs for Primary Health Care * 132/14 Soi Orapin, Rama VI Road Samsennai Sub-district, Phyathai Bangkok 10400 Tel 279-1905
- 74. Foundation for Life Education*
 Temporary Office: Educational Technology Center Building
 4th Floor, Sri Ayuthaya Road, Phyathai,
 Bangkok 10400
 Tel 245-9037
- 75. Sueb Nakhasathien Foundation*
 Kasetsart University Alumni Association Building
 50 Phaholyothin Road, Bangkok 10900
 Tel 561-2469

Environmental Information and Promotion July 1991

7. 登録コンスルタントのリスト

List of Consulting firms

1. AGGIE CONSULT COMPANY LIMITED

2102/31 Ramkamhang Road
Hua - Mark, Bangkapi, Bangkok 10240
Tel. 3740074, 3744180
Date of Licence: 23/5/88 - 22/5/93

2. CONSULTANTS OF TECHNOLOGY COMPANY LIMITED

38 - 40 Lad - Phrao Road; Soi 130
Bangkapi, Bangkok 10240
Tel. 3770879
Date of Licence: 8/6/88 - 7/6/93

3. TESCO COMPANY LIMITED

21/13 - 14 Sukhumvit 18,
Prakanong, Bangkok 10110
Tel. 2581320
Date of Licence: 29/8/88 - 28/8/93

4. SOUTHEAST ASIA TECHNOLOGY COMPANY LIMITED

123 Sukhumvit 57
Bangkok 10110
Tel. 3922711
Date of Licence: 29/8/88 - 28/8/93

5. CHULALONGKORN UNIVERSITY

Phaya - Thai Road, Pathumwan,
Bangkok 10500
Tel. 2525929, 2514426-7
Date of Licence: 21/9/88 - 20/9/93

6. THORANI TECH COMPANY LIMITED

584/34 Soi U - Charoen
Asoke - Din Daeng Road,
Huay Kwang, Bangkok 10310
Tel. 2455474
Date of Licence: 22/9/88 - 21/9/93

7. TEAM CONSULTING ENGINEERS COMPANY LIMITED 51/301 - 5 Drive - in Complex Soi 2 Lad - Phrao, Bangkapi, Bangkok 10240

Tel. 3771770 - 1, 3773480

Date of Licence: 21/9/88 - 20/9/93

8. CHIENGMAI UNIVERSITY

130 Huai - Kaew Road, Muang CHIENGMAI 50002

Tel. 211484 Ext. 405, 427, 428

Date of Licence: 8/9/88 - 7/9/93

9. MAHIDOL UNIVERSITY

2 Pran - Nok, Siriraj,

Bangkok - noi, Bangkok

Tel. 4115038

Date of Licence: 22/11/88 - 21/11/93

10. S.T.S. ENGINEERING CONSULTANTS COMPANY LIMITED

196/10 - 12 Soi Kingchinda, Pradipat Road,

Bangkok 10400

Tel. 2782355, 2785650

Date of Licence: 6/12/91 - 5/12/96

11. SYSTEM ENGINEERING COMPANY LIMITED

45 Soi Attawimon, Rajprarop Road,

Phaya - Thai, Bangkok 10400

Tel. 2342506, 2463101, 2471355

Date of Licence: 30/1/89 - 29/1/94

12. SONGKILA UNIVERSITY

P.O.Box 1 Had - Yai

Songkhla

Tel. 244877 Ext. 2180, 2181

Date of Licence: 4/3/89 - 3/3/94

13. S.P.S. CONSULTING SERVICE COMPANY LIMITED

1418/33 Phaholyothin Road,

Lat - Yao, Bangkhen

Bangkok 10900

Tel. 5134221

Date of Licence: 30/3/89 - 29/3/94

14. PAL CONSULTANT COMPANY LIMITED

88/23 - 24 Thetsaban Songkroh Road,

Lat - Yao. Bangkhen

Bangkok 10900

Tel. 5915130 - 3

Date of Licence: 18/7/90 - 17/7/95

15. UNIVERSAL ENGINEERING CONSULTANT COMPANY LIMITED

81 Sukhumvit Soi 2,

Bangkok 10110

Tel. 2528372, 2510040, 2510689

Date of Licence: 20/8/90 - 19/8/95

16. THAILAND INSTITUTE OF SCIENTIFIC AND TECHNOLOGICAL RESEARCH

196 Phaholyothin, Bangkhen

Bangkok 10900

Tel. 5791121 - 30 Ext. 138

Date of Licence : 24/1/87 - 23/1/90

17. N.S. CONSULTANT COMPANY LIMITED

1131/318 Bangkok co - op. Housing Building

Nakorn Chaisri Road,

Bangkok 10300

Tel. 2436232

Date of Licence: 19/1/91 - 18/1/96

- 18. THAI ENGINEERS COMPANY LIMITED

 187 189 Ramkhamhaeng 53,
 Ramkhamhaeng Road, Wang Thonglang.

 Bangkapi, Bangkok 10310

 Tel. 5304374

 Date of Licence: 21/6/91 20/6/96
- 19. KASETSART UNIVERSITY
 50 Phaholyothin Road,
 Bangkhen, Bangkok 10900
 Tel. 5790172
 Date of Licence: 28/8/92 27/8/97
- 20. TIPCO CONSULTANTS COMPANY LIMITED
 556 Pracharat 2 Road, Bangsue, Dusit,
 Bangkok 10800
 Tel. 5852393, 3782431
 Date of Licence: 1/9/92 31/8/97
- 21. S.G.S. ENVIRONMENTAL SERVICES LIMITED
 994 Soi Thonglor (65), Sukhumvit Road,
 Bangkok 10110
 Tel. 3927431 3, 3921066
 Date of Licence: 10/7/90 9/7/93
- 22. WATER AND ENVIRONMENT CONSULTANT COMPANY LIMITED 321/27 Nang Linchi Road, T. Chong Nonsi.
 Yanawa, Bangkok 10120
 Tel. 2854926
 Date of Licence: 17/11/92 16/11/95
- 23. KHON KAEN UNIVERSITY

 123 Mitrapab Road, Muang,

 KHON KAEN 40002

 Tel. (043) 237604

 Date of Licence: 19/1/90 18/1/95

24. MACRO CONSULTANTS COMPANY LIMITED Srisuk Building 1420/1 Phaholyothin 26 Jatujak Bangkok 10900

Tel. 5137686

Date of Licence: 19/10/90 - 18/10/93

25. ASDICON COOPERATION COMPANY LIMITED

21 Rad - Phrao, Soi 128/1 Khong Chan, Bangkapi Bangkok 10240

Tel. 3774161, 3756342

Date of Licence: 20/11/90 - 19/11/93

26. INTERNATIONAL TESTING COMPANY LIMITED

22/21 Kaset Villa, Ngamwongwan Road.

Bangkok 10900

Tel. 5796182, 5614524

Date of Licence: 27/8/91 - 26/8/94

27. SIAM DHY CONSULTANCY SERVICES

Phaya Thai Building
31 Phaya - Thai Road,
Bangkok 10400
Tel. 2463193, 2462998
Date of Licence: 27/11/91 - 26/11/94

28. PRE-DEVELOPMENT CONSULTANT COMPANY LIMITED

50/584 Soi Boonsongsopitt Sukhaphiban 1 Road, Klong Khum, Bung Khum, Bangkok 10240 Tel. 3744111, 3782431

Date of Licence: 1/9/92 - 31/8/95

29. ENVIRTECH CONSULTANT COMPANY LIMITED 288/10 Suriwongse Road Bangkok 10500

Tel. 2348798 - 9, 2373010 - 1

Date of Licence: 3/9/92 - 2/9/95

30. METRIC COMPANY LIMITED

10th Floor Sinthon Building 132 Wireless Road.

Pratumwan, Bangkok 10330

Tel. 2500580 - 4

Date of Licence : 22/9/92 - 21/9/97

